

(3) 在職者調整

当該制度導入に伴う採用者と在職者との逆転を防止するため、同様の手法を用いて在職者に対する調整を行う。

< 具体事例（小学校・中学校教育職給料表適用者大学卒の場合） >

前歴加算がない場合

事例	考え方
採用2年目の職員の場合（前歴なし） [17号給+4号給]	$(21号給 - 17号給) \div 4 + 29 = 30$ 号給
採用3年目の職員の場合（前歴なし） [17号給+4号給+4号給]	$(25号給 - 17号給) \div 4 + 29 = 31$ 号給
採用4年目の職員の場合（前歴なし） [17号給+4号給+4号給+4号給]	$(29号給 - 17号給) \div 4 + 29 = 32$ 号給
採用4年目の職員の場合（前歴なし） [17号給+4号給+4号給+2号給] (3回目の昇給号給数が2号給)	$(27号給 - 17号給) \div 4 + 29 = 31.5$ 号給 端数切捨てにより、 <u>31号給</u>

前歴加算（同種経歴3年）がある場合

事例	考え方
採用2年目の職員の場合（前歴あり） [17号給+12号給+4号給]	$(33号給 - 29号給) \div 4 + 29 = 30$ 号給 ⇒本来号給（33号給）>（30号給）となる ので、本来号給の給料月額を支給

- ・採用時から制度が導入されている場合、昇給号給が毎年度4号給であれば、5年目には本来号給と合致することとなる。
- ・それらの教員との均衡を考慮し、上記計算式によるのは4年目までとし、5年目以降の引上げ後の号給は4年目と同じ号給とする（別紙【図1-2】を参照）。
- ・制度導入初年度時点で採用2年目在職者は別紙【図2-1】、採用3年目在職者は別紙【図3-1】、採用4年目在職者は別紙【図4-1】のとおりとなる。

3 施行時期

平成31年4月1日